

指定居宅介護支援重要事項説明書

〔令和7年4月1日現在〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 川島町社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長 黒 岡 光 男
所 在 地	埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
電 話 番 号	049-297-7111
法人設立年月日	昭和62年1月27日

2 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名 称	社会福祉法人 川島町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
サービス種類	指定居宅介護支援
事業所番号	指定事業所番号 1173200070
所 在 地	〒350-0146 埼玉県比企郡川島町大字曲師402番地1
電 話 番 号	049-299-8426
F A X 番 号	049-299-6730
通常の事業の実施地域	川島町

（2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (土、日曜日、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
緊急時の連絡体制	携帯電話（090-4677-8087）による24時間対応 管理者が携帯電話を管理し、必要時には担当の介護支援専門員に連絡します。

（3）事業所の勤務体制

職 種	業 務 内 容	勤務形態・人数
管 理 者	・職員と業務の管理を行います。 ・職員に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
介護支援専門員	居宅介護支援を行います。	常 勤 1名以上

3 サービスの内容、提供方法

内 容	提 供 方 法
利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応	当事業所内相談室において行います。 (必要に応じて利用者の居宅を訪問します。)
課題分析の実施	① 課題分析の実施に当たっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。 ② 解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。 ③ 使用する課題分析表の種類は、ガイドライン・事業所内作成表等の方式とします。
居宅サービス計画原案の作成	利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者へ専門的見地からの意見を求めます。
居宅サービス計画の説明、同意、交付	① 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。 ② 作成した居宅サービス計画は交付します。
居宅サービス計画の実施状況の把握	① 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行います。 利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 ② モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、面接します。 ③ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。

4 利用料、その他の費用の額 別紙料金表の通りとします。

5 秘密の保持

(1) 職員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

(2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の

個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び「社会福祉法人川島町社会福祉協議会個人情報保護規程」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

6 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険（事業活動包括保険）

7 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
- ・利用者の状況を詳細に把握するため状況の聞き取りや事情の確認を行います。
 - ・職員に事実関係の確認を行います。
 - ・把握した状況をもとに検討を行い、対応を決定します。
 - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行なうとともに、利用者および家族へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 苦情相談窓口

責任者	田中 正人
担当	工藤 理恵子
電話番号	049-299-8426
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで
受付日	月曜日から金曜日まで (土、日曜日、国民の休日、12月29日から1月3日を除く)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

川島町役場 健康福祉課	049-299-1756 (直通)
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)

8 サービス利用割合

当事業所の居宅介護計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

年 月 日

指定居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

<所在地> 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地

<法人名> 社会福祉法人川島町社会福祉協議会

<代表者名> 会長 黒岡 光男

説明者

<事業所名> 社会福祉法人川島町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

<氏 名>

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始について同意しました。

利用者 住所 埼玉県比企郡川島町
氏名

(代理人) 住所
氏名